

資料 3

部会決議報告

温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置の
許可申請について

温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置の許可申請にかかる答申について

福岡県環境審議会会長

温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置を行おうとする者は、温泉法（昭和23年法律第125号）により、知事の許可を受けなければなりません。知事は、これらの許可を行うに当たって、「自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」とされています。（温泉法第32条）

この規定に基づき、土地の掘削及び動力の装置の許可申請の案件について、知事から環境審議会に諮問がなされ、審議会（温泉部会）の審議を経て、許可に係る答申を行います。

(1) 令和4年10月11日付けで諮問を受けた

土地の掘削の許可申請 1件

動力の装置の許可申請 2件

については、令和4年10月20日に部会を開催し、審議の結果、「許可に支障なし」として令和4年12月6日に答申しております。

答申書には各案件の申請者名及び申請場所が記載されておりますが、個別の許可に関する審議内容は「福岡県環境審議会の会議の公開に関する基準」の2（2）のア、イ、クに該当し、会議は非公開で行われたため、この資料は件数のみを記載しております。

福岡県環境審議会の会議の公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、審議会において会議の公開を行うに当たり、その判断の基準となる事項を定めたものである。

2 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会は、審議会の目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより審議会運営における透明性の向上を図り、もって審議会に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

(2) 会議を非公開とする必要が生じた場合、会長が当該審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

なお、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるものとする。

ア 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合

イ 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、訴訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

オ 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合

カ 当該会議を公開することにより、特定の野生動植物の保護に著しい支障を生じるおそれがある場合

キ 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合

ク 会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合